

神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年条例第37号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「プラザ」という。）の利用料金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の徴収)

第2条 神奈川県立地球市民かながわプラザ館長（以下「館長」という。）は、条例第12条第2項に基づき定めた額の施設利用料金、設備利用料金及び観覧利用料金を徴収するものとする。

(施設利用料金及び設備利用料金の納付)

第3条 条例第11条第1項の規定による利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設利用料金及び設備利用料金を利用開始までに現金により納付しなければならない。ただし、事務室の利用料金にあっては、利用しようとする月（以下「利用月」とする。）の前月末日までに、当該利用月分の利用料金を納付するものとする。

2 館長は、前項により利用者から利用料金の納付を受けたときは、領収書を発行するものとする。

3 利用開始までに利用者から利用料金が納付されないときは、条例第16条の規定に基づきその利用の承認を取り消すものとする。

(観覧利用料金の納付)

第4条 プラザの展示室に展示している資料を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、観覧利用料金を、観覧開始までに現金により納付しなければならない。

2 館長は、前項により観覧者から観覧利用料金の納付を受けたときは、別に定める観覧券を交付するものとし、当該観覧券を領収書の代わりとすることができるものとする。

(利用料金の減免)

第5条 利用料金は、条例第13条の規定に基づき定めた「神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準」により、減額または免除できるものとする。

(利用料金の減免申請)

第6条 前条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、施設利用料金の減免にあっては、利用の申込みと同時に神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減額（免除）申請書（第1号様式）により、観覧利用料金の免除にあっては、あらかじめ神奈川県立地球市民かながわプラザ観覧料免除申請書（第2号様式）により、館長に申請するものとする。

(利用料金の減免等の通知)

第7条 館長は、前条の規定による申請があった場合において、その減免を承認するときは神奈

川県立地球市民かながわプラザ利用料金減額（免除）承認通知書（第 3 号様式）又は神奈川県立地球市民かながわプラザ観覧料免除承認通知書（第 4 号様式）により通知し、その減免を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。なお、標準処理期間は 3 日とする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県立地球市民かながわプラザ
利用料金減額（免除）申請書

年 月 日

神奈川県立地球市民かながわプラザ館長殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） ー

次のとおり神奈川県立地球市民かながわプラザの利用料金の減額（免除）を申請します。

減額(免除)申請の理由	
利用施設	
利用設備	
利用年月日	年 月 日（曜日）
利用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
利用人員	人
利用責任者氏名	

第2号様式（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県立地球市民かながわプラザ観覧料免除申請書

年 月 日

神奈川県立地球市民かながわプラザ館長殿

申請者 住 所

郵便番号

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） ー

次のとおり神奈川県立地球市民かながわプラザの観覧料の免除を申請します。

免除申請の理由	
観 覧 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
観 覧 時 間	午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後
観 覧 人 員	人
引 率 者 氏 名	

神奈川県立地球市民かながわプラザ
利用料金減額（免除）承認通知書

年 月 日

様

印

次のとおり神奈川県立地球市民かながわプラザの利用料金の減額（免除）を承認します。

利 用 施 設	
利 用 設 備	
利 用 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
利 用 時 間	午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後
利 用 人 員	人
利用責任者氏名	
正規の利用料金の額	円
減額（免除）後の利用料金の額	円

- 備考 1 この承認通知書は、利用の際関係職員に提示してください。
2 この承認通知書は、在館中携帯してください。

第4号様式（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

神奈川県立地球市民かながわ
プラザ観覧料免除承認通知書

年 月 日

様

印

次のとおり神奈川県立地球市民かながわプラザの観覧料の免除を承認します。

観 覧 年 月 日	年 月 日（ 曜日）
観 覧 時 間	午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後
観 覧 人 員	人
引 率 者 氏 名	
正規の観覧料の額	円

備考 1 この承認通知書は、利用の際関係職員に提示してください。

2 この承認通知書は、在館中携帯してください。

＜現行利用料金＞

神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金の設定について

1 施設利用料金

区分		平日		日曜日、土曜日及び休日	
		午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
プラザ ホール	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収する 場合	1時間につき 4,710円	1時間につき 5,440円	1時間につき 5,920円	1時間につき 6,810円
	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収しな い場合	同 3,140円	同 3,610円	同 3,930円	同 4,510円
企画 展示 室	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収する 場合	同 2,360円	同 2,780円	同 2,990円	同 3,460円
	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収しな い場合	同 1,570円	同 1,830円	同 1,990円	同 2,310円
企画 展示 室A	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収する 場合	同 1,520円	同 1,730円	同 1,890円	同 2,200円
	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収しな い場合	同 990円	同 1,160円	同 1,260円	同 1,460円
企画 展示 室B	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収する 場合	同 840円	同 1,040円	同 1,100円	同 1,260円
	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収しな い場合	同 580円	同 680円	同 730円	同 840円
映像 ホール	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収する 場合	同 1,730円	同 1,990円	同 2,140円	同 2,460円
	利用に係る催し等につ いて入場料を徴収しな い場合	同 1,160円	同 1,310円	同 1,460円	同 1,680円
会 議 室	全室	同 1,360円	同 1,570円	同 1,730円	同 1,940円
	大会議室	同 730円	同 840円	同 940円	同 1,040円
	中会議室	同 630円	同 730円	同 790円	同 890円
多目的室		同 1,160円	同 1,310円	同 1,460円	同 1,680円
創作スタジオ		同 840円	同 940円	同 1,040円	同 1,210円

ワークショッフルーム	同	630円	730円	790円	890円
研修室 A	同	630円	730円	790円	890円
研修室 B	同	470円	520円	580円	680円
保育室	同	420円	470円	520円	630円
スタジオ	同	310円	360円	420円	470円
第 1 控室	同	210円	240円	260円	300円
第 2 控室	同	160円	180円	200円	230円
第 3 控室	同	160円	180円	200円	230円
展示コーナー	1 日につき				2,620円
事務室	利用面積 1 平方メートル 1 月につき				2,620円

備考 1 利用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数は 1 平方メートルとして計算する。

2 施設利用料金の額が月額で定められているものに係る利用の期間の各利用月に 1 月未満の端数があるときは、日割りをもって計算する。

2 設備利用料金

種別	品名	単位	利用料金の額
ホール照明セット	ホール照明 A セット (第 1 ボーダーライト又は第 3 ボーダーライト、第 5 アッパーホリゾントライト又はロアーホリゾントライト、フロントサイドスポットライト)	1 回	2,200円
	ホール照明 B セット (第 1 ボーダーライト、第 2 サスペンションライト、第 3 ボーダーライト、第 4 サスペンションライト、第 5 アッパーホリゾントライト、第 6 バックサスペンションライト、ロアーホリゾントライト、ピンスポットライト、フロントサイドスポットライト)	同	5,860円
その他の照明設備	センターピンスポットライト	1 台 1 回	1,320円
ホール音響セット	ホール音響 A セット (マイクロフォン 5 本、録音再生装置 5 台)	1 回	2,930円
	ホール音響 B セット (マイクロフォン 6 本以上、録音再生装置 6 台以上)	同	5,860円

	映像ホール音響セット (スピーカー、マイクロフォン、マイクスタンド、ワイヤレスマイクフォン(ハンド型、ペンダント型)、CDプレーヤー)	同	1,320円
その他の音響設備	ワイヤレスマイクロフォン	1本1回	1,560円
	拡声装置	1台1回	1,320円
	コンパクトディスクプレーヤー	同	310円
	トランシーバー	同	310円
舞台設備	講演台	1台1回	420円
	花台	同	210円
	指揮者台	同	210円
	平台(3台1組)	1組1回	420円
映像設備	スライド映写機	1台1回	1,320円
	液晶プロジェクター	同	1,320円
	オーバーヘッドプロジェクター	同	1,320円
	書画カメラ	同	1,320円
	ビデオテープレコーダー	同	1,320円
	DVDプレーヤー	同	1,320円
	テレビジョン	同	1,320円
	スクリーン	同	520円
	映像ホール上映設備 (プロジェクター、BDプレーヤー、操作卓、液晶モニター)	同	1,320円
楽器	グランドピアノ	1台1回	3,190円
	電子ピアノ	同	2,040円
	エレクトーン	同	2,040円
持込器具使用電力料	持込器具使用電力料	持込器具の表示消費電力1キロワット1回	210円

- 備考 1 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 2 表示消費電力が1キロワットに満たないとき又はこれに1キロワット未満の端数の表示消費電力を生じたときは、その満たない表示消費電力又はその端数の表示消費電力を1キロワットとする。
- 3 持込器具を複数持ち込む場合は、各器具の表示消費電力を合計して持込器具使用電力料を計算する。
- 4 事務室の利用の承認を受けている者が、その利用に伴い持込器具を使用する場合は、持込器具使用電力料は徴収しない。

3 観覧利用料金

区分	個人	20人以上の団体
小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。） 中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人につき100円	1人につき80円
高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。） 学生（20歳未満の者で小学生及び中学生以外のものを含む。） 65歳以上の者	同 200円	同 160円
その他の者	同 400円	同 320円

- 備考 1 学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。
- 2 学齢に達しない者は、無料とする。

神奈川県立地球市民かながわプラザ利用料金減免基準

神奈川県立地球市民かながわプラザ条例（平成9年条例第37号。以下「条例」という。）第13条に基づく利用料金の減免について、次のとおり定める。

1 条例別表第1に掲げる施設利用料金及び条例別表第2に掲げる設備利用料金

- (1) 国、県若しくは県内の市町村の機関、国際連合の機関又は指定管理者が、子供の豊かな感性をはぐくみ、又は県民の国際的理解並びに国際平和及び地球的規模の課題への認識（以下「国際的理解等」という。）を深めることを目的とした催し等を行うために利用するときは、免除できるものとする。
- (2) 条例別表第1に掲げる施設（保育室を除く。）を利用する者が催し等を行うために、参加者の保育を目的として保育室を利用するときは、保育室の利用料金を免除できるものとする。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、県の承認を得て定める額の2分の1の額に減額できるものとする。
 - ア 国際交流又は国際協力の推進を目的とする県内の公共的団体が、県民の国際的理解等を深めることを目的とした催し等を行うために利用するとき。
 - イ 県内の公共的団体が、子供の豊かな感性をはぐくみ、又は県民の国際的理解等を深めることを目的とした催し等（県の支援を受けて開催するものに限る。）を行うために利用するとき（前号に該当するときは除く。）。

2 条例別表第3に掲げる観覧利用料金

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、免除できるものとする。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（大学を除く。）が教育課程に基づく教育活動の一環として利用するとき。
 - イ 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、朝鮮初中高級学校、中華学校、インターナショナルスクール等で、在学者の年齢区分が、法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校に相当する学校又は米軍基地内にあるアメリカンスクール等が、法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校が行う教育課程に基づく教育活動に相当するものと認められる教育活動の一環として利用するとき。
 - ウ 前2号に該当する利用の場合の引率者及び下見を行う者が利用するとき。
 - エ 法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所の園児が団体で利用する場合の引率者及びその下見を行う者が利用するとき。
 - オ 地域の青少年団体等が神奈川県立地球市民かながわプラザの実施する休日の団体展示学習事業に参加するために利用するとき。
 - カ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその介助者（原則2名まで）が利用するとき。
 - キ 法第1条に規定する特別支援学校に在学する者並びにその介助者（原則2名まで）が利用するとき。
 - ク 神奈川県母子福祉入場優待証所持者及びその子供が利用するとき。
 - ケ 学術・教育活動を目的とした調査研究機関及び団体に所属する者が、当該機関等の調査、研究のために利用するとき。
 - コ 国、都道府県、市町村等の機関の職員が公務で視察するとき。

- サ 県議会及び県内の市町村議会の議員が視察するとき。
- シ 報道及び出版関係者が取材するとき。
- ス 旅行業者が誘客活動のために視察するとき。